

公募要領

令和7年度ネイチャーポジティブ地域づくり支援モデル事業 (通称：ランドスケープアプローチの実践事業)

1 背景・目的

環境分野の観点から持続可能な社会を実現するため、炭素中立（カーボンニュートラル）、自然再興（ネイチャーポジティブ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）の3分野において、相互関係（シナジー・トレードオフ）を意識しながら、統合的に施策を実施する必要があり、環境省では、企業によるこれらの同時達成に寄与する取組を促進しています。地域レベルでは、人口減少や気候変動等に関連する様々な社会課題に直面しており、こうした社会課題の解決にあたっては、自然資本や環境関連の取組を実施する企業との連携が生まれつつある状況です。

ネイチャーポジティブの分野については、2023年に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）提言が公表されて以降、日本国内ではこれまで170社以上が、このTNFDの枠組みに沿った開示を既に行っているか行う意向を示しているように、企業の関心も高まっています（2025年7月頭時点）。ネイチャーポジティブの実現に向けた具体的な取組にあたっては、自然資本の供給側（上流）から消費側（下流）までが一体となって、そのランドスケープの中にいるステークホルダーが連携して取り組む「ランドスケープアプローチ※」という考え方が重要なポイントの一つとなります。

本モデル事業では、企業がネイチャーポジティブ目標に貢献する取組を実施することが企業価値の向上にもつながり、かつ地域課題の解決等を通じて地域価値の向上にも寄与する「ネイチャーポジティブな地域づくり」のモデル創出を目的として、既存の計画やデータ等も踏まえて、地域の関係主体と連携し、ランドスケープアプローチの実践の具体化を支援します。

なお、本モデル事業に関する事務運営は、環境省から委託を受けた株式会社野村総合研究所(以下「NRI」という)が事務局となって実施します。

※ランドスケープアプローチとは、一定の地域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法のこと。例えば、自然資本の供給側（上流）から消費側（下流）までが一体となって、そのランドスケープの中にあるマルチセクターが連携して取り組むことなど。

2 モデル事業について

2.1 想定しているモデルについて

本モデル事業では、ランドスケープアプローチの実践を支援する観点から、一定の地域単位におけるマルチセクターによる連携を重視します。そのため、企業、地方公共団体、学術研究機関、地域金融機関、中間支援組織、NPO 等の3者以上が連携（詳細は、3.1「募集対象」を参照）し、各者の役割分担やそれぞれの利害関係を整理することが大前提となります。

そのうえで、自然資本の保全と活用を地域が一体となって実施し、以下のようなモデルを構築することを想定しています。

＜モデル例＞

- ・ 水資源の保全と持続可能な利用を、流域単位で関連する住民や企業等が取り組むことで、地域の魅力向上と企業の事業性の確保につながっているモデル
- ・ 自然環境が観光資源として活用されており、地域が一体となって保全することが持続可能な観光資源としての価値を高め、地域活性化と観光関連事業者の価値を高めているモデル
- ・ 環境に配慮した一次産業を実施することが、当該地域の環境改善や生態系保全につながり、生産物の高付加価値化を含む産業の活性化に寄与しているモデル
- ・ グリーンインフラ等、自然環境に配慮した公的な社会基盤環境の整備に企業等も参画することで、地域社会及び企業の事業活動のレジリエンスを高めているモデル など

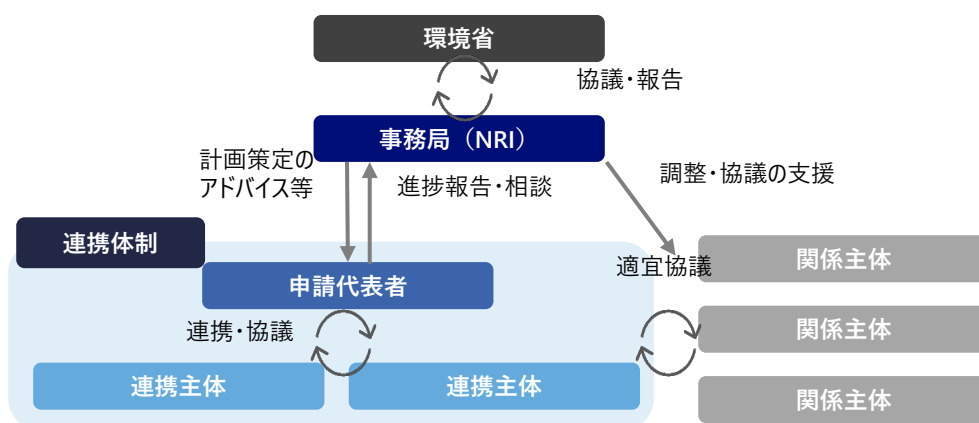
2.2 本モデル事業における支援内容

令和7年8月～令和8年1月の約6カ月間、採択された者が主体となって実施する取組に対して、事務局が各種支援を行います（支援する取組例については以下の通り想定しますが、環境省及び事務局の間で協議の上決定することとします）。なお、本モデル事業の成果は、「ネイチャーポジティブ経済推進プラットフォーム」に掲載します。

（支援する取組例）

- ① 生物多様性地域戦略をはじめとした地域に関連する各種計画や、企業等の活動状況、自然資本に関する各種調査結果等の既存計画・データ・資料の収集・整理（新規で地域戦略やデータ生成、基礎資料等を作るものではない）
- ② ネイチャーポジティブな地域づくりアクションの検討（①の結果も適宜活用しつつ、ネイチャーポジティブな取組の具体的な計画づくりや、地域づくり・地方創生等に関する計画・戦略等の政策文書における関連部分の作成・打ち込み等）
- ③ 該当地域においてネイチャーポジティブな地域づくりを実践するにあたり、特に連携が重要となる連携体制の主体者（3組織以上）との対話及び合意形成

▼事業の支援体制のイメージ



3 募集内容モデル事業への参加方法

3.1 募集内容応募手続及び支援先企業等の採択

件 名	令和 7 年度ネイチャーポジティブ地域づくり支援モデル事業（通称：ランドスケープアプローチの実践事業）
募集期間	令和 7 年 7 月 18 日（金）～令和 7 年 8 月 15 日（金） 17 時
募集形式	公募
事業期間	契約等の締結後～令和 8 年 2 月 13 日(金)まで
対象件数	3 件程度
募集対象	企業、地方公共団体、学術研究機関、地域金融機関、中間支援組織、NPO 等 3 者以上が連携し、代表者が申請すること。申請代表者は、企業か、地方公共団体か、その他関係主体であるかは問わない。 なお、協議会、コンソーシアム等、多様な関係者が連携してネイチャーポジティブな地域づくりに向けた取組を推進する体制を想定する。その体制の格や形（連携組織体の有無、法人格や設立規約等の有無等）は問わないが、実質的に連携が取れる体制をどう確保できているかと、その中での関係者の役割等を応募申請書内で明記すること。その際、5.1「審査・選定の方法：書類審査」に定める「評価項目」を踏まえること。
費用負担	本事業の活動に伴う各種経費は自己負担

3.2 募集対象

3.2.1 応募する主体について

応募された連携体制に含まれる法人等（個人、法人又は団体をいう。）において、以下のいずれにも該当しないものを求めます。採択後、以下のいずれかに該当することが明らかになった場合は、支援を中止します。

- ・ 法人等が環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者であるとき
- ・ 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3.2.2 申請代表者に求められる役割

申請代表者は、モデル事業を推進するにあたって、以下の役割を果たしていただくことを想定しています。

- ・ 事務局（や環境省）との連絡窓口
- ・ 連携主体との協議、利害調整、合意形成、とりまとめ

4 応募手続

申請代表者は、応募申請書に必要事項を入力の上、提出期限までに提出してください。

提出された情報は本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しません。

4.1 提出書類

- 応募申請書（別添の Word 様式をご使用ください）
 - 資料のページ数は、上限（項目ごとに「最大 ● ページ」と記載）を設けておりますので、ご注意ください。

4.2 募集期間

- 令和 7 年 7 月 18 日（金）～ 8 月 15 日（金）17 時必着

4.3 申請書提出先、問い合わせ先

- 令和 7 年度ネイチャーポジティブ地域づくり支援モデル事業 事務局（NRI）
Email：3shakai-landscape-reception@nri.co.jp
 - ※ 応募申請書提出時は、件名を以下のとおりにしてください。
「【応募申請書提出：連携体制の名称】令和 7 年度ネイチャーポジティブ地域づくり支援モデル事業」
 - ※ 問合せ時は、件名を以下のとおりにしてください。
「【問合せ：連携体制の名称】令和 7 年度ネイチャーポジティブ地域づくり支援モデル事業」

5 審査・選定及び決定通知

5.1 審査・選定の方法：書類審査

提出された応募書類等の内容が公募の基礎的要件を満たしているかどうかを審査します。応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。

以下の評価項目を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、取組内容や企業規模、業種、エリアなどのバランス等を勘案し、採択先を選定します。

応募条件を満たしている申請の中から、申請書の記載内容を総合的に考慮し、支援先の連携体制 3 件を採択する予定です。（審査及び審査内容は非公開）

評価項目	
必須条件	・ ネイチャーポジティブな地域づくりとして取り組む（予定でも可能）ものであり、事務局に対して求める支援内容が明確かつ本公募要領の趣旨と合致していること ・ 企業、地方公共団体、学術研究機関、地域金融機関、中間支援組織、NPO 等 3 者が連携し、代表者が申請すること（申請代表者は、企業か、地方公共団体か、その他関係主体機関であるかは問わない） ・ 協議会、コンソーシアム等、多様な関係者が連携してネイチャーポジティブな地域づくりに向けた取組を推進する体制が取れていること（その体制の格や形（連携組織体の有無、法人格や設立規約等の有無等）は問わない） ・ 連携体制における関係者の役割分担が明確であり、本申請に関して主要な関係者との合意形成を完了していること ・ 取組の成果に加え、そこに至った過程や活用したデータ等のうち、モデル事業として他の地域・企業にも参考として共有すべき項目・部分について、対外的に公表できること（環境省 WEB サイトでの掲載、TNFD 等関連イベントでの公開など）
加点要素	・ 取組の結果として期待される、地域価値の向上・課題解決（参画する企業の事業利益向上等も含んで良いが、一企業に留まらないものが望ましい）、ネイチャーポジティブ（保全の効果等） について、具体的又は定量的な定義と目標設定がされていること ・ 地域の特性（自然資本、産業、ネットワーク等）を生かした取組でありつつも、他地域も模倣できるような取組となること ・ 地方公共団体や、取組の結果として価値向上を具現化できる企業が、主たる役割を担っていること ・ 生物多様性地域戦略や、地域の自然資本に係る経済価値評価等の既存データを、本取組において活用する計画であること ・ TNFD 提言に沿った情報開示をすることを表明している企業又は金融機関が連携体制の中に含まれ、かつ本モデル事業の成果を情報開示に活用する計画であること ・ 本モデル事業の成果を踏まえ、令和 8 年度以降のネイチャーポジティブな取組の実践の見通しも示し、必要に応じて、令和 8 年度以降に、その進捗報告を環境省に行うことが可能であること ・ 炭素中立、自然再興、循環経済の 3 分野におけるシナジーの最大化、トレードオフ最小化を企図した統合的な取組内容であること

5.2 審査・選定結果の通知

審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての応募者（各連携体制の代表申請者）に速やかに通知します。また、選定した支援先の連携体制については、代表申請者名及び事業名等を環境省 WEB サイトにて公表します。

6 事業実施に向けて

6.1 契約等の締結

採択後の各支援先の連携体制への支援（以下、個別事業）実施にあたっては、代表申請者と事務局の間で、申請内容に基づく活動・支援に関わる覚書とともに、秘密保持に関わる契約などを締結します。

6.2 打合せ・実行計画策定

ネイチャーポジティブな地域づくりに向けた実施計画や令和 8 年度の実装戦略の策定に向けて、計 5 回の打合せを行います。月 1 回程度の頻度、原則オンライン（Teams）で実施予定です。なお、個別事業に関する機密事項に触れることも想定されるため、連携体制を構成する各主体の参加形式や資料内容等については、協議の上で決定します。

【実施時期（予定）】

- 第 1 回（令和 7 年 8 月下旬～9 月頃）：事業内容及び支援内容の調整
- 第 2 回～4 回（令和 7 年 10～12 月頃）：具体的な計画の検討、関係主体との協議、必要な調査結果報告
- 第 5 回（令和 8 年 1 月頃）：計画内容に関する地域での合意、プラットフォーム掲載内容の確認

6.3 最終報告会

開催場所や時期、内容、参加者などは各支援先の連携体制側の要望も可能な範囲で考慮します。

6.4 情報公開

個別事業に関わる内容は機密事項が含まれることが想定されるため、応募時における提出書類をはじめ、意見交換会等での各種資料や議事録等における個別事業の関連情報は非公開とします。

ただし、提出された情報は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討の目的の範囲内で、他省庁の関係部署と共有させていただく場合があります。また、ネイチャーポジティブな地域づくりの促進のために広く民間企業や地方公共団体に役立ててもらうために作成する、本年度事業のとりまとめ資料は、機密事項に十分に留意しつつ、個別事業による成果を活用して作成し公開します。

7 その他、免責事項等

- ・応募者は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省及び環境省の委託先事務局である NRI にも共有されることに同意すること。
- ・採択された連携体制の名称及び同組織の申請代表者、連携主体の名称は、環境省 WEB サイト等において公表する。また、不採択となった連携体制等の名称は公表しない。
- ・本モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及び NRI に属し、支援先企業は非独占的使用権を許諾されるものとする。（複製、改変に関しては自己利用のみ可能。）
- ・採択された連携体制が作成した資料の著作権については、同組織に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。（URL）
<http://www.env.go.jp/mail.html>
- ・本モデル事業において、環境省及び NRI に提供された企業情報及び個人情報については、本モデル事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省、NRI が使用することに同意すること。
- ・採択された連携体制を構成する企業、地方公共団体、学術研究機関、地域金融機関、中間支援組織、NPO 等が、本モデル事業の継続が困難であると判断される場合は、対象地域に対する本モデル事業を中止する場合がある。